

平成 26 年度（2014 年度）

大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査

調査の手引

I 調査の概要

本調査は、全国すべての大学、短期大学、高等専門学校を対象とし、障害のある学生の状況および修学支援に関する基本的事項を明らかにし、修学支援のより一層の充実を図ることを目的とした悉皆統計調査であり、独立行政法人日本学生支援機構（以下 JASSO）が毎年実施しています。

調査は、統計的に処理を行ない、個々の学校の状況は公表しません。

個別情報や個人情報の保護・管理については十分な配慮を行ない、収集した情報は、本調査に関する問い合わせや本機構の関連事業の実施のためにのみ利用し、目的外で利用することはありません。

〔1〕 調査の期日 平成 26 年 5 月 1 日現在

〔2〕 調査の内容

1. 学校基本情報（障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください）
 - （1） 学校名と主となる所在地
 - （2） 学校全体の学生数
 - （3） 本調査の担当部署（者）
 - （4） 障害学生修学支援の主たる担当部署（者）
2. 支援体制・活動や取組（障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください）
 - （1） 障害学生修学支援に関する専門委員会等
 - （2） 障害学生修学支援担当部署
 - （3） 障害学生の相談受付窓口
 - （4） 障害学生修学支援に関する規程等
 - （5） 障害学生修学支援担当者
 - （6） 障害学生修学支援に関する活動や取組
3. 受入に関する配慮（障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください）
 - （1） 入学者選抜における配慮（特別措置）の周知
 - （2） 入学者選抜における配慮（特別措置）についての事前相談の受付方法
 - （3） 入学者選抜における配慮（特別措置）についての事前相談の窓口
 - （4） 入学者選抜において実施可能な配慮（特別措置）
 - （5） 障害のある入学者を受け入れるための施設・設備の整備状況
4. 入学者数等（障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください）
 - （1） 障害のある入学者数等
 - （2） 入学者選抜における特別措置
5. 平成 25 年度卒業生（平成 25 年度の学部（通学課程）最高年次に障害学生が在籍し

ていた場合にご回答ください)

- (1) 学部（通学課程）最高年次及び卒業障害学生数
- (2) 状況別卒業障害学生数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

6. 障害学生数と授業支援（平成 26 年度に障害学生が在籍する場合にご回答ください）
学校種別に以下の課程の表があります。障害のある学生が在籍する課程の表全てに記入してください。

大学・大学院

- (1) 学部（通学課程）
- (2) 学部（通信教育課程）
- (3) 大学院（通学課程）
- (4) 大学院（通信教育課程）
- (5) 専攻科

短期大学

- (1) 通学制 → 学部（通学課程）
- (2) 通信制 → 学部（通信教育課程）
- (3) 専攻科

高等専門学校

- (1) 本科 → 学部（通学課程）
- (2) 専攻科

7. その他（診断書有）の内訳（「6. 障害学生数と授業支援」の障害種別「その他（診断書有）」の障害学生が在籍する場合にご回答ください）
8. 支援内容（平成 26 年度に障害学生が在籍する場合にご回答ください）
 - (1) 授業支援
 - (2) 授業以外の支援
9. 発達障害が疑われる学生への支援（障害学生の在籍の有無に関わらずご回答ください）
 - (1) 発達障害のある学生への支援における課題
 - (2) 発達障害が疑われ、なんらかの支援を行なっている学生数
10. 意見・要望（障害学生の在籍の有無に関わらずご回答ください）

〔3〕提出の期限 平成 26 年 10 月 31 日（金）

〔4〕調査結果の公表

報告書：平成 27 年 3 月（予定）

調査結果は J A S S O ウェブサイト障害学生修学支援情報

(http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html) で閲覧できます。

〔5〕 調査票の配布

調査票は、「大学・大学院用」「短期大学用」「高等専門学校用」の 3 種類を用意しています。J A S S O ウェブサイトからダウンロードしてご利用ください。1 校 1 回答、ただし大学内に短期大学部を有している場合は、大学（大学院を含む）と短期大学各 1 回答をお願いします。また、統合された学校で、旧校名での在籍学生がいる場合は、統合先の学校と合算せず、旧校名での回答をお願いします。

なお、この「調査の手引」(PDF)もウェブサイトに掲載しています。

〔6〕 調査票の提出

回答を記入したデータファイル (Excel) をメールに添付し、J A S S O まで送信してください。

調査票のファイル名：機関コード（6桁の半角数字）の後に実態調査

（例：100999 実態調査）

※機関コード：J A S S O が各学校の識別用に割り当てている番号です（奨学金の「学校番号」とは別の番号です）。調査票データファイルの「1. 学校基本情報」シート（1）で学校名を記入すると、上の黒帯の右端に機関コードが白い文字で表示されますのでご確認ください。

メールのタイトル：学校名

メールの送信先：kaitou@jasso.go.jp

事情によりメールでデータファイルを送ることができない場合は、J A S S O 障害学生支援課までご相談ください。

〔7〕 調査に関するお問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課障害学生調査・分析係

電話番号：03-5520-6176 E-Mail：tokubetsushien@jasso.go.jp

Ⅱ 調査票に係る取扱上の注意及び作成上の留意点

〔1〕 調査票の取扱上の注意

情報保護のため、メールに添付する調査票ファイルには、以下の方法で読み取りパスワードを設定してください。パスワードは、JASSOよりお送りした調査依頼文書（平成26年9月1日付）に記載してあります。

《読み取りパスワードを設定するには》

まず、回答を記入した調査票ファイルのコピーを作成し、ファイル名（P3参照）をつけます。

<パスワードの設定方法>

設定方法は使用する Microsoft Excel のバージョンによって異なります。

Excel2007

- ① ファイルを開き、[Microsoft Office] ボタンをクリックし、[配布準備] の [ドキュメントの暗号化] を選択します。
- ② [ドキュメントの暗号化] 画面でパスワードを設定してください。

Excel2010

- ① [ファイル] タブをクリックします。
- ② ファイルを開き、[Backstage] ビューで [情報] を選択し、[アクセス許可] で [文書の保護] を選択します。
- ③ [パスワードを使用して暗号化] を選択し、パスワードを設定してください。

Excel2013

※調査票ファイルのコピーを作成する過程で、パスワードを設定します。

- ① [ファイル] タブをクリックしてバックステージを開きます。
- ② [名前を付けて保存] を選択して、右下の [参照] ボタンをクリックします。
- ③ 名前を付けて保存 ダイアログボックスの下のほうにある [ツール] → [全般オプション] を選択し、パスワードを設定してください。
- ④ ファイル名（P3の〔6〕参照）をつけて、ファイルを保存してください。

<パスワードの確認>

パスワードを設定したファイルを保存し、再度開いて、パスワードでロックを解除できることをご確認の上、メールに添付して送信してください。

〔2〕 調査票の作成上の留意点

- ① セル、シート、ブックの編集はできません。

本調査票では、記入欄以外のところには記入できないようになっています。また、シートやセル、行、列の移動、削除、挿入等の編集もできません。ただし、自由

記述欄の結合してあるセルを分割する等、一部編集できてしまう箇所もありますので、ご記入の際にはご注意ください。また、記入欄が足りない場合には、行は増やせませんので、末尾にある【追加記入用】シートをご利用ください。

【追加記入用】シートでも足りない、または【追加記入用】シートにある表以外で記入欄が足りない場合は、回答を添付するメール本文に記載、または別表を作成して、回答とともに添付してください。

②赤色や黄色のセル

本調査票には、記入すると赤色や黄色になるセルがあります。

＜赤色のセル＞記入した数や内容について、詳細や関連事項を記入する別表があるセルです。詳細や関連事項等の必要箇所を記入すると、白地に戻ります。

＜黄色のセル＞同じ表の中で不整合が起きていると、セルが黄色に表示されます。

(例：全学生数より入学者数の方が多い) 不整合を修正すると、白地に戻ります。

回答後のご確認の際には、各設問にある【記入上の注意】を参考に、赤や黄色のセルが残っていないかご確認ください。

③記入内容の反映

各表の計の欄や、赤色、黄色のセル表示が再記入内容をすぐに反映しない場合があります。その場合は、ファイルのオプションにある「計算方法」が「手動」になっていますので、「自動」に変更してください。

④学校名の記入

「学校名」には法人名は不要です。法人名を加えて記入(例：国立大学法人〇〇大学)すると「機関コード」にエラー表示が出ます。大学名のみを、略さず「〇〇大学」と記入してください。「学校名」を記入すると、その右上の黒帯の欄に「機関コード」が表示されます。この「機関コード」は回答ファイルのファイル名に使用します。

⑤「記入上の注意」

調査票各シートの記入欄の右側には、本手引の内容を含む、より具体的な「記入上の注意」を掲載しています。回答を記入する際の参考にしてください。なお、調査票を印刷する際には、この「記入上の注意」は印刷されない設定となっています。

〔3〕昨年度調査との主な相違点

以下の調査内容を、本年度より追加しました。

①「2. 支援体制・活動や取組」

障害学生が支援の申し出等を相談するための窓口が設けられているかどうか、また、学生にその存在が周知されているかどうかについて、以下の設問を加えました。

(3) 障害学生の相談受付窓口

②「2. 支援体制・活動や取組」

(4) 障害学生修学支援に関する規程等

支援の申し出に関する対応手順を明記した文書があるかどうかの項目を追加しました。

③「2. 支援体制・活動や取組」

(6) 障害学生修学支援に関する活動や取組

「③修学支援情報の公開」の設問について、障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）の「5.（2）情報公開」をふまえた選択肢を追加し、具体的な内容を回答できるようにしました。

1. 学校基本情報

(障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください)

(1) 学校名と主となる所在地

学校名の欄に、学校の名称を記入してください。

主となる所在地の都道府県の欄に、都道府県名を記入してください。なお、記入の際は末尾に「都」「道」「府」「県」を付けてください。(例：京都府、青森県)

(2) 学校全体の学生数

○大学・大学院

学部（通学課程）、学部（通信教育課程）、大学院（通学課程）、大学院（通信教育課程）、専攻科の欄にそれぞれの全学生数及び全入学者数（1年次）を記入してください。また、学部（通学課程）の平成25年度全卒業者数も記入してください。

○短期大学

学科（通学）は「学部（通学課程）」欄、学科（通信）は「学部（通信教育課程）」欄、専攻科は「専攻科」欄に、それぞれの全学生数及び全入学者数（1年次）を記入してください。また、学部（通学課程）の平成25年度全卒業者数も記入してください。

○高等専門学校

本科（通学）は「学部（通学課程）」欄、専攻科は「専攻科」欄に、それぞれの全学生数及び全入学者数（1年次）を記入してください。また、学部（通学課程）の平成25年度全卒業者数も記入してください。

<本調査における用語の定義>

【学生数】 研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含みません。

【入学者数】 1年次の入学者の数 編入者は含みません。

(3) 本調査の担当部署（者）

本調査の担当部課室名、担当者（記入者）の役職・氏名（フリガナ）・連絡先（郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレス）を記入してください。

※回答内容等に関する確認等で、連絡させていただく場合があります。

(4) 障害学生修学支援の主たる担当部署（者）

障害学生修学支援の主たる担当部課室名、担当者の役職・氏名（フリガナ）・連絡先（郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレス）を記入してください。

※本機構の障害学生支援事業に関わるご案内等をさせていただく場合があります。

2. 支援体制・活動や取組

(障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください)

(1) 障害学生修学支援に関する専門委員会等

障害のある学生の修学支援について、協議・検討する委員会の有無、その名称や代表責任者の所属や役職について回答してください。

(2) 障害学生修学支援担当部署

障害のある学生の修学支援に関する業務を行なう部署、機関の有無、その名称について回答してください。

(3) 障害学生の相談受付窓口

障害のある学生の支援の申し出等の相談に対応する窓口の有無及びその周知について回答してください。

(4) 障害学生修学支援に関する規程等

障害のある学生の修学支援に関する規程等（入学者選抜や修学等において、障害のある学生の支援に関わる委員会、部署、担当者等に関する規程、規定等）の有無について回答してください。独立した規程等はないが、学生全般に関する規程等に、障害のある学生に関する具体的な記述がある場合は「ある」、障害のある学生に関する具体的な記述がない場合は「ない」に該当します。対応手順の明記とは、障害学生から支援の申し出を受けた際に、例えば「1. 関係部署・機関が対応を協議する。2. 障害学生との面談を実施する。3. 障害学生とともに使用する施設・設備を視察する」等、どのような手順で対応するかを記した文書の存在を指します。

(5) 障害学生修学支援担当者

障害のある学生の修学支援に関する業務を行なう担当者のうち、専任スタッフ、兼任スタッフ（他の業務と兼任で障害学生修学支援業務も行なう者）、外部（大学等の教職員以外で、嘱託、委託等によって、障害学生修学支援業務を行なう者）のそれぞれについて回答してください。

(6) 障害学生修学支援に関する活動や取組

平成 26 年度に実施（予定含む）する各項目の活動や取組について回答してください。また、⑥～⑪については、実施している場合、その名称または内容等についても記入してください。実施予定のものについては、実施時期や参加人数も予定時期、予定数でかまいません。

なお、「③修学支援情報の公開」の設問については、障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）の「5.（2）情報公開」をふまえたものであることを申し添えます。

<本調査における活動や取組の定義>

【障害学生修学支援に関する講義】カリキュラムに含まれる講義（資格取得等に要するものを除く）単位付与の有無は問わない。

【障害学生修学支援に関する学生向け研修】支援方法、支援技術等の習得を目的として実施するもの。

【障害学生修学支援に関する講座・講演等イベント】支援についての意識啓発、情報提供等を目的として実施するもの。

※該当欄に記入しきれなかった場合は、末尾にある【追加記入用】シートをご利用ください（新規シートの挿入はできません）。

3. 受入に関する配慮

(障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください)

- (1) 入学者選抜における配慮（特別措置）の周知
入学者選抜における配慮を周知している方法について回答してください。
- (2) 入学者選抜における配慮（特別措置）についての事前相談の受付方法
平成 26 年度入学者選抜において、実際に事前相談があったかどうかに関わらず回答してください。
- (3) 入学者選抜における配慮（特別措置）についての事前相談の窓口
事前相談の受付窓口となる部署について回答してください。
- (4) 入学者選抜において実施可能な配慮（特別措置）
平成 26 年度入学者選抜において、受験者から申請があった場合に、対応が可能であった配慮について回答してください（申請の有無は問わない）。
- (5) 障害のある入学者を受け入れるための施設・設備の整備状況
学生生活において必要となる施設、設備の整備状況について回答してください。

4. 入学者数等

(障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください)

- (1) 障害のある入学者数等
平成 26 年度入学者選抜において、障害のある相談者数、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数について回答してください。相談者数、志願者数、受験者数、合格者数は延べ数を、入学者数は実数を記入してください。入学後に健康診断等によって障害のあることがわかった学生がいた場合も、障害のある入学者数に含めてください。障害のある入学者数は、シート「6. 障害学生数と授業支援」②にも記

入箇所があります。両方のシートの数が一致するよう、ご注意ください。また、受験者数、合格者数、入学者数については、そのうちの特別措置を行なった数も回答してください。

また、診断書はないが発達障害が疑われるとの申し出があったために特別措置を行なった数についても回答してください。

<本調査における用語の定義>

【特別措置】入学者選抜において、診断書の提出に基づいて行なった、障害を理由とする合理的配慮（別室受験、時間延長等）

※急性の疾病やけが等一過性のもので、その後に回復の見込みのある者に対して行なった特別措置は含みません。

(2) 入学者選抜における特別措置

- ① (1) で回答した、特別措置を行なった受験者数、合格者数、入学者数について、課程ごとの数を回答してください。学部（通学課程）については、入試方式ごとの数を記入してください。

「障害者特別入試」を「AO入試」または「推薦入試」の形式で行なった場合は、「障害者特別入試」に計上してください。

<本調査における入試方式の区分>

【特別入試】以下の3つに分類される入試方式

【AO入試】学校独自の選抜基準（アドミッション・ポリシー）に基づく入試

【推薦入試】出身学校長の推薦に基づく、公募制、指定校対象、付属高等学校対象等の推薦入試

【障害者特別入試】障害者を対象とする一般入試とは異なる選抜方式による入試

【特別入試以外の入試】上記に当てはまらない入試 一般入試、社会人入試、海外からの帰国生徒を対象とする入試、外国人を対象とする入試等

- ②平成 26 年度入学者選抜において実施した特別措置の内容について回答してください。

5. 平成 25 年度卒業生

(平成 25 年度学部（通学課程）の最高年次に障害学生が在籍していた場合にご回答ください)

大学は学部（通学課程）、短期大学は学科（通学制）、高等専門学校は本科の平成 25 年度の最高年次に障害学生が在籍していた場合にご回答ください。

(1) 学部（通学課程）最高年次及び卒業障害学生数

- ①昨年度調査時（平成 25 年 5 月 1 日現在）に最高年次に在籍していた障害学生数を記入してください。

<本調査における用語の定義>

【最高年次】

大学：4年次または6年次（4年制、6年制の両方が設置されている場合は、その学生数の合計）

短期大学：2年次または3年次（2年制、3年制の両方が設置されている場合は、その学生数の合計）

高等専門学校：5年次

②平成25年5月2日から平成26年3月31日までに卒業した障害学生数を記入してください。

(2) 状況別卒業障害学生数（平成26年5月1日現在）

(1) の②で回答した卒業生の、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。

<本調査における用語の定義>

【就職者】 給料、賃金、報酬その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた者
正社員または雇用期間が一年以上で、勤務形態が正社員に準ずるものであれば「イ. 就職者」、それ以外または雇用期間、勤務形態等が不明の場合は「カ. 一時的な仕事に従事」に計上してください。自家・自営業に就いた者（継続的に本業として家業に従事する場合）も、「イ. 就職者」の欄に計上してください。家事の手伝いに就いた者は「ア～カ以外」の欄に計上してください。夜間部の学生のうち在学中すでに職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある場合は「イ. 就職者」の欄に計上してください。「ア. 進学者」のうちで職に就いている者については、「イ. 就職者」に含めず、「②就職数」の欄に計上してください。

【臨床研修医】 医師法第16条の2及び歯科医師法第16条の2に基づく臨床研修を受ける者

また5月1日現在、臨床研修医となることが予定される者も含みます。

【専修学校、外国の学校、教育訓練機関等入学者】 「ア. 進学者」以外で、学校等に入学（在籍）している者

専修学校、各種学校、外国の学校、職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者等

【社会福祉施設、医療機関入所者】 社会福祉施設に入所、又は医療機関に入院した者

社会福祉施設、医療機関に就職した者は「イ. 就職者」に計上してください。

【一時的な仕事に従事】 臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者

例えばアルバイト、パート等で一時的な仕事に就いた者を計上してください。

【ア～カ以外】 進学でも就職でもないことが明らかな者

家事手伝いなどがここに含まれます。学校で具体的な状況を把握していない者であっても、進学でも就職でもないことが明らかな者であれば計上してください。

【不詳・死亡の者】不詳は、各欄のいずれに該当するかを学校で把握していない者
死亡は、平成26年5月1日までに死亡した者

※診断書はないが、発達障害が疑われ、学校が支援を行っていた卒業生の進路についても、別表で回答してください。

6. 障害学生数と授業支援

(平成26年度に障害学生が在籍している場合にご回答ください。)

学校種別に、それぞれ次のように表が分かれています。

大学・大学院

- (1) 学部 (通学課程)
- (2) 学部 (通信教育課程)
- (3) 大学院 (通学課程)
- (4) 大学院 (通信教育課程)
- (5) 専攻科

短期大学

- (1) 学部 (通学課程)
- (2) 学部 (通信教育課程)
- (3) 専攻科

高等専門学校

- (1) 学部 (通学課程)
- (2) 専攻科

○障害学生数について

①学科 (専攻) 別障害学生数 ②障害学生数の詳細と授業支援 の、障害のある学生が在籍するすべての課程の表に記入してください。

また、学科 (専攻) の分類は学校ごとに違います。詳しくは文部科学省「学校基本調査」付属資料の「学科系統分類表」をご確認ください。

○授業支援について

障害種別に、実施している授業支援の欄に「1」を記入してください。支援者の欄があ

るものについては、実際にその支援を行なっている支援者の欄に「1」を記入してください。

発達障害学生への支援は、診断書のある学生と、診断書はないが発達障害が疑われる学生のどちらかに行なっていれば、実施しているとして回答してください。

実施している授業支援が1～22に当てはまらない場合には、23に「1」を記入し、「8. 支援内容」シートの(1)に具体的な内容を記入し、該当する支援者をリスト(教職員、学生、外部)から選択、該当する障害種の欄に「1」を記入してください。

※授業以外の支援については、「8. 支援内容」シートに記入してください。

＜本調査における用語の定義＞

【障害学生】「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生(重複する場合は実数)

※平成26年5月1日現在において在籍していたすべての障害学生数(障害があることについての申請が平成26年5月2日以降の場合を含む)を計上してください。

※各障害種の定義もご参照ください。

【支援障害学生】

学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生(今年度中の支援予定を含む)

支援例：ノートテイク、手話通訳、点訳、定期試験の配慮等の授業保障

学内学生生活、キャリア・就職等に関する支援等

【入学者】1年次の入学者(2年次以上の編入者は含みません)

【最低在学年限超過数】各課程の最低在学年限(4年制ならば4年、6年制ならば6年)を超えて在学している障害学生数(休学者数は含みません)

＜本調査における各障害種の定義＞

【視覚障害】

盲……視覚による教育が不可能又は著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用しての教育が必要な程度

弱視……視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度

【聴覚・言語障害】

聾……両耳の聴力損失60デシベル以上、又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、又は著しく困難な程度

難聴……両耳の聴力損失60デシベル未満、又は補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度

言語障害のみ……発声、発語に関する機能障害(構音障害、音声障害、流暢性の障害、言語発達遅滞、口蓋裂)

【肢体不自由】

上肢機能障害……腕、手、指および各関節に関する機能障害

下肢機能障害……脚、足指および各関節に関する機能障害

上下肢機能障害……上肢、下肢の両方に関する機能障害

他の機能障害……体幹（胴体）に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害

【病弱・虚弱】以下のいずれかに該当している者

○心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者

○身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者又は、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者

※上記は「学校教育法施行令 障害の程度」及び「身体障害者福祉法施行規則 別表第五号 身体障害者障害程度等級表」または「小児慢性特定疾患」に該当する者を指しています。これに当てはまらない疾患等については、「その他の障害」に計上してください。

【重複】以下の通り、障害が重複している者

○2つの身体障害の重複

視覚障害と聴覚・言語障害、視覚障害と肢体不自由、視覚障害と病弱・虚弱、聴覚・言語障害と肢体不自由、聴覚・言語障害と病弱・虚弱、肢体不自由と病弱・虚弱

○3つ以上の身体障害の重複

視覚障害と聴覚・言語障害と肢体不自由、視覚障害と聴覚・言語障害と病弱・虚弱、視覚障害と肢体不自由と病弱・虚弱、聴覚・言語障害と肢体不自由と病弱・虚弱、視覚障害と聴覚・言語障害と肢体不自由と病弱・虚弱

《注》障害学生数は実数です。重複の欄に計上した障害学生については、それぞれの障害の欄（例えば、視覚障害と聴覚・言語障害が重複している学生の場合は、視覚障害の欄及び聴覚・言語障害の欄）には数を計上しないでください。

○身体障害と発達障害との重複について

身体障害のある学生で発達障害もある者については、①「学科（専攻）別障害学生数」の該当する身体障害の欄にその数を計上し、次に計の下にある「発達障害との重複」欄にその数を計上してください。発達障害学生数には計上しないでください。

【発達障害（診断書有）】発達障害に関する医師の診断書がある者

LD：学習障害

ADHD：注意欠陥／多動性障害

高機能自閉症等：高機能自閉症及びアスペルガー症候群

発達障害の重複：上記の3つのいずれかが重複している者

《注》障害学生数は実数です。①の「発達障害の重複」欄に計上した障害学生については、それぞれの障害の欄（例えばLDとADHDの重複の場合は、LDの欄及びADHDの欄）には数を計上しないでください。

○身体障害との重複について

発達障害のある学生で身体障害もある者については、①「学科（専攻）別障害学生数」の該当する身体障害の欄にその数を計上し、次に計の下にある「発達障害との重複」欄にその数を計上してください。発達障害学生数には計上しないでください。

【その他（診断書有）】

視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、重複及び発達障害に該当しない障害があり、医師の診断書がある者

又は、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者

※知的障害、精神障害、精神疾患等はこの区分に計上してください。

※「病弱・虚弱」の定義に当てはまらない慢性疾患等で、医療または生活規制を必要とする程度のものは、この区分に計上してください。

※「その他」に学生数を計上した場合は、「7. その他（診断書有）の内訳」シートの該当の表に学科（専攻）、内訳（具体的な障害名 例：統合失調症、パニック障害、高次脳機能障害、性同一性障害等）、障害学生数、支援障害学生数を記入してください。

<本調査における授業支援の定義>

【点訳・墨訳】

点訳……教材、配布資料などを点字に訳すこと。

墨訳（すみやく）……試験の点字解答を出題者が採点する際等、点字を墨字、活字に訳すこと。

【教材のテキストデータ化】教材、配布資料などをテキストデータ化すること。パソコン上で「音声読み上げソフト」や「点訳ソフト」を利用するために行ないます。

【教材の拡大】教材、配布資料などを拡大読書器でモニターに拡大表示したり、大きな文字で印刷したりすること。

【ガイドヘルプ】学内の移動の際に、歩行介助及び誘導を行なうこと。主として講義と講義の間の教室移動のサポートをいいます。

【リーディングサービス】教材や配布資料などを音声で読み上げる（文字を音声に訳す）こと。主として講義中に板書されたものをその場で口頭で伝える「代読」と、利用者と支援者が対面しながら資料等を読み上げる「対面朗読」があります。

【手話通訳】講義内容や周りの様子等を手話で伝えること。

【ノートテイク】講義内容や周りの様子等を筆記し、文字で伝えること。

【パソコンテイク】講義内容や周りの様子等をパソコンに入力し、文字で伝えること。

- 【ビデオ教材字幕付け・文字起こし】教材等として使用される映像メディアの台詞やナレーションをテキスト化し、字幕として挿入する、または紙面に記すこと。
- 【チューター又はティーチング・アシスタントの活用】大学院の学生や担当教員等が学部学生等に対し、生活や講義、実験・実習、演習等の補助や助言等を行なう学内制度を活用した支援のこと。
- 【試験時間延長・別室受験】定期試験の際に、通常の試験時間を延長して行なう措置のこと。点字の読み取りや筆記、代筆等が必要で、通常に比べて時間を要する場合に実施します。多くの場合は別室を用意しての受験となります。
- 【解答方法配慮】障害の状況に応じて、試験時の解答方法を選択できるようにすること。
- 【パソコンの持込使用許可】授業中にパソコンを利用するため、学校（教員）が持込を許可すること。
- 【注意事項等文書伝達】定期試験の際、通常は口頭で受験者に伝達する注意事項を文書にして配付あるいは板書すること。
- 【使用教室配慮】授業で使用する教室を、移動しやすい教室にしたり、修学に適した広さ・設備のある教室にすること。
- 【実技・実習配慮】いわゆる座学中心の講義以外の授業（体育等の実技、専門教育での実習、学外実習等）において、障害の状況に応じて配慮すること。
- 【教室内座席配慮】教室内での座席を、障害学生が受講しやすい位置に配慮すること。
- 【FM補聴器／マイク使用】講義者の声を、専用のマイクを通じて補聴器を装着した学生に伝える支援技術の活用。またはその器材の貸し出し等を行なうこと。
- 【専用机・イス・スペース確保】車いす用の机の配置やスペースの確保等、障害学生が円滑に受講したり、学生生活を送るために、障害の状況や特性に合わせた設備又はそれに関連する配慮を行なうこと。
- 【読み上げソフト使用】電子データを音声データに変換する音声読み上げソフトの活用。またはその貸し出し等を行なうこと。
- 【講義内容録音許可】講義内容の録音を学校（教員）が許可すること。
- 【休憩室の確保】休み時間や空き時間に、障害学生が休憩することのできる部屋・スペースを設けること。

7. その他（診断書有）の内訳

（「その他（診断書有）」に障害学生数を計上した場合に回答してください）

学校種別に、それぞれ次のように表が分かれています。

大学・大学院

- （1）学部（通学課程）
- （2）学部（通信教育課程）
- （3）大学院（通学課程）
- （4）大学院（通信教育課程）
- （5）専攻科

短期大学

- （1）学部（通学課程）
- （2）学部（通信教育課程）
- （3）専攻科

高等専門学校

- （1）学部（通学課程）
- （2）専攻科

「6. 障害学生数と授業支援」各課程の①で「その他（診断書有）」に障害学生数を計上した場合に、その内訳を記入するシートです。学科（専攻）をリストから選択し、具体的な障害名（例：統合失調症、パニック障害、高次脳機能障害、性同一性障害等）を記入し、それぞれの数を計上してください。

8. 支援内容

（平成 26 年度に障害学生が在籍している場合に回答してください）

（1）授業支援

「6. 障害学生数と授業支援」②で、支援方法[23]1～22 以外の支援を選択した場合に、その具体的な内容を記入し、その支援を行なっている支援者をリストから選択し、該当する障害種別の欄に「1」を記入してください。

（2）授業以外の支援

授業に関するもの以外（履修相談、学内、学外の学生生活上の支援、設備の設置や改修、キャリア・就職支援等）で実施している支援がありましたら、当てはまる支援

内容を選択し、該当する障害種の欄に「1」を記入してください。①～⑬に当てはまらない場合は、⑭以降の欄にその具体的な内容を記入し、該当する障害種の欄に「1」を記入してください。

<p>9. 発達障害が疑われる学生への支援 (障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください)</p>

(1) 発達障害のある学生への支援における課題

発達障害のある学生への支援について、課題と感じていることがあれば該当欄に「1」を記入してください。

(2) 発達障害が疑われ、なんらかの支援を行なっている学生数

○学生数

発達障害があるという診断書はないが発達障害が疑われるために、学校が何らかの支援を行なっている学生の数を記入してください。学内の組織、部署等が業務として行なっている支援・配慮を計上してください。一部の教職員が個人的に行なっている支援・配慮は含みません。なお、このシートで計上した学生数は、「6. 障害学生数と授業支援」の障害学生数には含みません。

○支援方法

各学科(専攻)の障害種別ごとに、①～⑨のうち、当てはまる支援方法の欄に「1」を記入してください。カウンセリングの中で行なっているものも含みます。①～⑨以外で行なっている支援があれば、⑩「その他」の該当欄に「1」を記入し、その具体的な内容を下にある別表に記入してください。別表では、学科(専攻)をリストから選択し、支援方法の具体的な内容を記入し、該当する障害種の欄に「1」を記入してください。

<本調査の用語の定義>

【発達障害(診断書無・配慮有)】

発達障害であるとの医師の診断書はないが、発達障害があることが推察されることにより、学校が何らかの支援(教育上の配慮等)を行なっている者

※何らかの支援(教育上の配慮等)とは、学内の組織、部署等の業務として行なっているもので、一部の教職員が個人的に行なっているものは含みません。

※区分について

LD: 学習障害

ADHD: 注意欠陥/多動性障害

高機能自閉症等: 高機能自閉症及びアスペルガー症候群

《注》保健管理センターやカウンセラー、教員の判断、出身校からの要望、本人または保護者の申告などがある場合は、できるだけ上記3つの区分で数を計上してください。どうしても区分が特定できない場合のみ、区分不明の欄に計上してください。

10. 意見・要望

(障害のある学生の在籍の有無に関わらずご回答ください)

- (1) 障害学生修学支援の課題について
- (2) 障害学生の進路、就労、キャリア教育等の課題について
- (3) JASSOの障害学生修学支援の取組について

○調査票記入後の確認事項

1. 全般的事項

- (1) 学校名、所在地は正しく表示されていますか。
- (2) 連絡先（電話・FAX 番号）、担当部課室名、担当者の役職・氏名（フリガナ）・E-Mail アドレスに誤りはありませんか。
- (3) 前年度調査でご回答いただいた内容と比較して、各項目の数値に著しい差はありませんか。
- (4) 記入漏れシートはありませんか。

2. 項目別事項

各項目の記入欄に、赤色や黄色のセルは残っていませんか。セルが黄で表示される場合は、同じ表内の別の数値と不整合がないかご確認ください。セルが赤で表示される場合は、同じ数値の詳細、内容等を記入している別表と不整合がないかご確認ください。

FAQ よくある質問集

○全般的な質問

Q：障害学生が在籍していませんが、回答しなければいけませんか。

A：「1. 学校基本情報」「2. 支援体制・活動や取組」「3. 受入に関する配慮」「4. 入学者数等」「9. 発達障害が疑われる学生への支援」「10. 意見・要望」シートにご回答ください。また、昨年度最高年次に障害学生が在籍していた場合は「5. 平成25年度卒業生」シートにもご回答ください。

Q：今年度から新入生の募集を停止しています。回答する必要がありますか。

A：学生が在籍している間は回答してください。まったく在籍学生がない場合はその旨ご連絡ください。

Q：キャンパスが分かれていますので、キャンパスごとに回答してもいいですか。

A：お手数ですが、1校1回答をお願いします。それぞれのキャンパスの各部署で調査票の該当箇所を記入してもらうなどの方法により、いずれかのキャンパスでまとめてください。

Q：記入欄が足りません。行を追加してもいいですか。

A：行や列、セルやシートの追加、削除等はできません。「10. 意見・要望」シートの次にある「追加記入用」シートを利用しても更に足りない場合は、回答ファイルを送信する際にメール本文に内容を記載するか、別表を作成してメールに添付してください。

Q：5月1日現在と、現時点では学生数が変わっていますが、どの時点の数値を記入したらいいですか。

A：平成26年5月1日時点の数値を記入してください。

Q：研修生は対象となりますか？

A：研修生、研究生、科目等履修生、聴講生、別科生は調査対象外です。

Q：2年生から3年生に進級する時点で留年し、2年生が2回目の学生がいます。この学生は「最低在学年限超過数」に計上しますか。

A：最低在学年限は、4年制であれば4年、6年制であれば6年となります。問いの2年生は3年次以降の課程のある学生で、最低在学年限には達していないため、計上の対象と

はなりません。

Q：平成 26 年 5 月 1 日現在、学費未納の学生は、学生数に計上しますか。

A：学校に籍のある学生はすべて計上してください。除籍処分となった学生は計上の対象となりません。

○調査票の取得と回答方法について

Q：「調査票」「調査の手引」がダウンロードできません。どうしたらいいですか。

A：ご担当者のメールアドレス宛に送信しますので、日本学生支援機構障害学生支援課（E-Mail：tokubetsushien@jasso.go.jp または電話：03-5520-6176）までご連絡ください。

Q：メールで回答を送りましたが、間違いなく届くかどうか不安です。

A：メール送信時に、開封確認をつけてください。受信時に開封確認を返信します。

Q：先に送った回答に誤りがありました。どうしたらいいですか。

A：修正後の回答をメールでお送りください。メールのタイトルは、学校名の後に（再提出）とし、回答ファイル名は、先に送っていただいたものと同じものにしてください。

Q：具体的な内容欄を記入したところ、欄の大きさに対して文字数が多すぎて全文が表示されません。どうしたらいいですか。

A：該当セルを選択し、次に Excel の上部にある「fx」欄を選択してください。ここに全文が表示されれば問題ありませんので、そのままご送付ください。本調査票は集計上の都合によりセルの大きさの変更はできません。あしからずご了承ください。

○障害についての質問

Q：学校では障害があることを把握していますが、本人の希望で障害者手帳を取得していない学生がいます。障害学生に計上しますか。

A：計上してください。学生本人が障害者手帳を取得しないことで障害があることを認めない場合もありますが、実態調査では個人を特定できるような結果は公表しませんので、学校で把握している場合には、ご協力をお願いします。

Q：障害があるらしいが、手帳や診断書があるかどうかを把握していない学生がいます。学生に確認しなければいけませんか。

Q: 本調査の回答のために学生に確認する必要はありません。「障害があるらしい」と推察されるが、障害を把握していない学生については障害学生数に計上しません。ただし、推察される障害が発達障害の場合はこの後のFAQも参照してください。

Q: 視覚障害の盲、弱視、聴覚障害の聾、難聴を区別して把握していません。調査票にはどのように記入したらいいですか。

A: 「調査の手引」の各障害の定義（P13）を参考に、いずれかを判断して該当する欄に計上してください。

Q: 発達障害（診断書有）で、LD、ADHD、高機能自閉症等の重複している学生がいます。調査票にはどのように記入したらいいですか。

A: 発達障害の中に重複の欄があります。この欄に記入してください。

Q: 発達障害らしい学生がいて、対応に気をつけています。この場合「9. 発達障害が疑われる学生への支援」の（2）に計上しますか。

A: 「発達障害らしい」という推察が、複数の教職員によって共有されていて、組織的な配慮、対応が行なわれている場合は計上してください。ただし、教職員個人が「発達障害らしい」と思い、個人的に配慮している場合は含みません。

Q: 身体障害と発達障害の両方のある学生がいます。障害学生数は両方に計上しますか。

A: 身体障害と発達障害の重複する学生については、「6. 障害学生数と授業支援」の①「学科（専攻）別障害学生数」の該当する身体障害の欄に計上し、発達障害の欄には計上しないでください。次に、計上した身体障害の列の計の下にある「発達障害（診断書有）との重複」の該当欄に計上してください。

Q: 最近、障害があることがわかった学生がいて、5月1日現在にはそのことを把握していなかったのですが、この学生は障害学生数に含めますか？

A: 5月2日以降に障害のあることを把握した学生が、5月1日現在に在籍していた場合には、障害学生数に含めてください。

○活動や取組、支援について

Q: 障害学生修学支援に関する活動や取組において「演習」は⑥の「講義」、⑦の「研修」のどちらに当てはまりますか？

A: カリキュラムに含まれている「演習」ならば⑥の「講義」、カリキュラム外で支援方法、支援技術等の習得を目的とする内容であれば⑦の「研修」、カリキュラム外で意識啓発、情

報提供を目的とする内容であれば⑧の「講座・講演等イベント」となります。

Q：学生組織が障害学生支援を行なっています。この場合、支援を受けている障害学生は支援障害学生に計上しますか。

A：学校が学生組織に依頼している等、学校が関与している場合には、支援障害学生に計上してください。学校が関与していない場合は、支援障害学生には該当しません。

Q：一般学生が自主的に障害学生を支援しています。この場合、支援を受けている障害学生は支援障害学生に計上しますか。

A：学校に申し出がなく、学校が支援していない場合は、支援障害学生には該当しません。

Q：自主的に障害学生を支援している学生から、ノートテイクのための入室許可の申し出があり、許可しました。この場合は、支援を受けている障害学生は支援障害学生に計上しますか。

A：支援入室の許可は、学校の支援として支援障害学生に計上してください。ただし、この場合のノートテイクは学校が実施している支援としての計上には含まれません。

Q：学内にスロープ等のバリアフリー設備を設けます。これは支援として計上しますか。

A：「3. 受入に関する配慮」の(5)「障害のある入学者を受け入れるための施設・設備の整備状況」に、該当の設問がありますので、そちらに記入してください。「6. 障害学生数と授業支援」及び「8. 支援内容」には含みません。